

いせし
伊勢市地区活性化計画

三重県伊勢市

平成24年 3月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	伊勢市地区活性化計画		
都道府県名	三重県	市町村名	伊勢市
		地区名(※1)	伊勢市地区
		計画期間(※2)	平成21年度～平成25年度

目標 : (※3)

地域農業の活性化を図るため農業用排水路、農業集落道、防災安全施設及び自然環境保全・活用施設を整備し、離農者及び離農村者を抑制し地域住民の定住化を図る事を目標とします。

計画地域の近年の人口動態は、H11からH14までは1.10%の増、H14からH17までは0.37%の増、H17年からH20までは0.73%の減となり、H20からH25を推定すると2.62%の減となります(住民基本台帳のデータによります)。このまま放置すれば、かなりの人口が減少することが予想されます。従って、計画地域の基盤整備事業を実施し、農業経営の安定・効率化を図り、離農者及び離農村者を抑制し、H17からH20の減少率(0.73%)と同率となるよう平成25年度の推定人口72,470人(893人減)を目標に地域住民の定住化を図ります。

人口の定住化を実現させることにより、農村地域の労働人口が確保され、農作物を安定的に供給する農業が営まれる地域を目指します。

また、自然環境保全・活用施設を整備し、農業用排水施設の保全を図ることで、受益地の農地面積が維持・確保され、農作物を安定的に供給する農業が営まれる地域を目指します。

目標設定の考え方

地区の概要:

伊勢市は、三重県の南部に位置し、多気・度会郡の2郡、及び志摩市、並びに鳥羽市に隣接しており、東に、五十鈴川、西に宮川、そして中央を勢田川が流れ、北の伊勢湾へと注いでいます。

昭和30年、周辺農山漁村を編入の上、市名をそれまでの「宇治山田市」から「伊勢市」と改称し、平成17年11月、全国的な市町村合併により、旧伊勢市、旧二見町、旧小俣町、旧御園村が合併し、新たな「伊勢市」となりました。

就業構造では、神宮が鎮座していることから観光都市として発展してきたため、第3次産業である商業・観光が中心となっており、第1次産業の労働力を集約して就業比率を高めている現状です。

農林水産物を安定的に供給する農林漁業経営を推進するためには、本市からの人口流出を抑え、農山漁村地域への労働人口の確保が重要であります。

現状と課題

本市の営農の現状は、コシヒカリを中心とした稲作を主体として、市域を南北に流れる宮川左岸地域で施設園芸や露地野菜と集団転作による小麦などが栽培され、また、宮川右岸地域に位置する市域の南部では市の天然記念物に指定されている蓮台寺柿、東部では稲作などの農業が展開されています。

水稻は、農業生産上極めて重要な位置にあります。高齡化・兼業化による農業の担い手の減少、全国的な米消費の減少にともなう生産調整の増加などにより年々耕作面積が減少し、離農者の増加が進んでいます。

今後は、効率的で安定した農業経営を目標とし、いかに地域の活性化を図っていくかが課題となっています。

今後の展開方向等(※4)

農業従事者の高齡化、後継者不足が進み、地域活力が低下する中、本計画において、基盤整備事業を実施することで既存農家の維持管理費や労力を低減し、安定した農業経営を行える環境を直接的な効果として展開し、また、間接的な効果として地域住民の快適な生活環境を提供することを目標に今後の地域づくりを展開することで、今回目標に掲げた地域住民の定住化を図っていきます。

営農の効率化と農産物集出荷の合理化等のため農業集落道整備、田畑の湛水被害の未然防止等のため農業用排水路整備を行うことにより、農村空間の生活環境の向上を図り、生産性の高い地域農業の確立と活力ある農村づくりを目指します。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
伊勢市	伊勢市地区	基盤整備(農業用排水施設)	伊勢市	有	イ	
伊勢市	伊勢市地区	農地等補完保全整備(小規模農林地等保全整備)	伊勢市	有	ニ	
伊勢市	伊勢市地区	防災安全施設(防災安全施設)	伊勢市	有	ロ	
伊勢市	伊勢市地区	基盤整備(農業集落道)	伊勢市	有	イ	
伊勢市	伊勢市地区	自然環境等活用交流学习施設(自然環境保全・活用施設)	伊勢市	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該当なし

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

伊勢市地区(三重県伊勢市)	区域面積	18,441ha
区域設定(※3)		
①法第3条第1号関係: 活性化区域は、伊勢市全域(総面積20,853ha)から都市計画法に伴う用途地域(2,278ha)、伊勢市二見地区活性化計画区域(14ha)並びに漁港(5ヶ所)の背後集落で直接・間接的に漁業に従事している集落(120ha)を除いた18,441haとしています。 当該地域は、市の総人口の約50%が定住し、農林地面積が14,033haで、市全体の農林地面積(14,494ha)の9割以上を占め、市の農林業の重要な地域であります。		
②法第3条第2号関係: みんなのまちの計画(伊勢市総合計画 平成20年度～平成24年度)において、「農林水産業が持続的に営まれるまち」と明示し、農業生産基盤の整備、農村空間の総合的な整備を促進する施策に基づき、人口低下、担い手不足、離農傾向を解消するため、当該区域において基盤整備事業を実施し定住対策を進めることは必要不可欠であります。		
③法第3条第3号関係: 計画地域は、市全域から都市計画法の用途地域を除いた地域で、市街地を形成している区域は含んでいません。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

計画期間終了翌年度に、本市の事後評価委員会により、住民基本台帳のデータをもとに平成20年から平成25年の定住人口等の状況の評価・検証します。

また、評価・検証により、改善事項があれば見直しについて検討することとし、その結果については公表するものとします。

計画期間終了翌年度に、本市の事後評価委員会により、農地台帳のデータ等をもとに平成24年から平成25年の受益地の農地面積の状況を検証します。

また、評価・検証により、改善事項があれば見直しについて検討することとし、その結果については公表するものとします。